

大治町木造住宅耐震シェルター整備補助事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者、障がい者等災害時の避難弱者への耐震性の高いスペースを確保するために、木造住宅に耐震シェルターを整備する費用の一部を補助する大治町木造住宅耐震シェルター整備補助事業（以下「本事業」という。）の補助金の交付に関し、大治町補助金等交付規則（平成9年大治町規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 木造住宅耐震診断 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 大治町が実施する無料耐震診断

イ (財)愛知県建築住宅センターが実施した耐震診断

(2) 耐震シェルター 住宅内に整備する装置であつて、地震時に住宅の倒壊から人命を守ることを目的とし、住宅内の一部に耐震性の高い空間を確保するもので、別表第1に示す耐震シェルター又は町長の認めるものをいう。

(3) 補助対象経費 耐震シェルターの購入、床の補強工事、運搬及び整備に要する費用をいう。

(4) 高齢者 申請年の年度末時点で65歳以上の者をいう。

(5) 障がい者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

ウ 愛知県知事の発行する療育手帳の交付を受けた者

(補助対象住宅)

第3条 補助金の交付の対象となる建築物は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 大治町民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱（平成16年大治町告示第10号）第2条第1号に規定する旧基準木造住宅で、かつ、障がい者又は高齢者世帯の住宅であること。

- (2) 前条第1号に規定する木造住宅耐震診断において、同号アの判定値が0.4以下又は同号イの得点が40点以下と診断されていること。
- (3) この要綱による補助金の交付を受けて、耐震シェルターの整備がされていないこと。
- (4) 過去に大治町民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱による助成を受けたことのある住宅でないこと。

(補助の対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、前条の要件を満たす住宅に自ら居住しているものとする。

(補助の制限)

第5条 補助の対象となる耐震シェルターの台数は、補助対象住宅1戸当たり1台とする。

(補助金の額)

第6条 補助額は、別表第2に定めるところによる。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という）は、補助対象経費に係る契約を締結する前に、大治町耐震シェルター整備補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 木造住宅耐震診断結果報告書等の写し（大治町民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱第2条第2号の規定によるものに限る。）
- (2) 見積書等補助対象経費が確認できる書類の写し
- (3) 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳若しくは療育手帳又は住民票の写し
- (4) 申請者と住宅所有者が異なる場合においては、耐震シェルターを整備することについて、住宅所有者が承諾していることを確認できる書類（様式第2号）
- (5) 案内図
- (6) 平面図（整備予定場所を明記する。）
- (7) 整備予定場所の写真
- (8) 代理人によって申請を行う場合にあつては、当該代理人に委任することを証する書類
- (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、大治町耐震シェルター整備補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による補助金の交付の決定について、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

（補助事業の変更）

第9条 申請者は、補助金の交付決定後に、補助金の額の変更が生じる整備内容の変更をしようとするときは、変更内容が分かる書類を添付して、大治町耐震シェルター整備補助金変更申請書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、大治町耐震シェルター整備補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（補助事業の取下げ又は取りやめ）

第10条 申請者は、補助金交付決定後において、当該申請を取り下げるとき、又は整備を取りやめるときは、大治町耐震シェルター整備補助金取下げ（取りやめ）届（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

（整備の報告）

第11条 申請者は、耐震シェルターの整備が完了したときは、整備が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月10日のいずれか早い期日までに、大治町耐震シェルター整備補助金完了報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- （1） 耐震シェルターの整備に係る契約書の写し
- （2） 耐震シェルターの整備に係る請求書又は領収書の写し
- （3） 整備前、整備中及び整備完了後の写真
- （4） 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金の確定）

第12条 町長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、大治町耐震シェルター整備補助金交付額確定通知書（様式第8号）により、申請者に通知するものとする。

（交付請求及び交付）

第13条 申請者は、補助金の交付を請求しようとするときは、前条による補助金の額の確定後、速やかに大治町耐震シェルター整備補助金交付請求書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求書に基づき、申請者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第14条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 申請書その他の提出書類の内容に偽りがあつたとき。

（2） 津島警察署からの通報又は津島警察署への照会等により、暴力団若しくは暴力団員又はこれらと緊密な関係を有する者であることが判明したとき。

（3） 前2号に掲げるもののほか、町長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合は、大治町耐震シェルター整備補助金交付決定（一部）取消通知書（様式第10号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて申請者に対し返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月24日から施行する。